

河川占用許可手続き

河川区域内の土地は、河川管理施設（堤防・護岸など）と相まって、流路を形成し洪水を流し、洪水による被害を除去し又は軽減させるためのもので、かつ、公共用物として本来一般公衆の自由な使用（散歩、ジョギング等）に供されるべきものです。

従って、その占用は原則として認められるべきものではありません。

しかし、占用の目的によっては、公園・運動場などのように河川の使用を増進する場合や橋・道路などのように社会経済上の必要性が高い場合など、河川区域内の土地の占用を認めています。（河川占用）

また、短期間の使用であれば、上記以外の目的の場合でも河川の使用が認められる場合があります。（河川一時使用）

河川占用

河川占用には主に次の種類があり、占用許可等を受けた場合には、茨城県河川流水占用料等徴収条例の定めにより、占用料又は採取料を納付しなければなりません。

- 流水占用の許可申請（河川法第 23 条）
- 土地の占用の許可申請（河川法第 24 条）
- 土石等の採取の許可申請（河川法第 25 条）
- 工作物の新築等の許可申請（河川法第 26 条第 1 項）
- 土地の掘削等の許可申請（河川法第 27 条第 1 項）

河川一時使用

河川一時使用の例には、次のものがあります。内容により河川一時使用届の提出が必要になりますので、詳しくは高萩工事事務所にご確認下さい。

・花火大会、工事の仮設物の設置、イベント、各種訓練、テレビ・映画等の撮影、どんど焼き等

河川占用、河川一時使用について不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

〒318-0003

茨城県高萩市下手綱1405-2

茨城県高萩工事事務所 河川整備課

TEL: 0293-22-2250